

令和8年6月定例会 一般質問 福岡憲宏議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「地域経済と市民生活を支える脱炭素政策について」

○福岡憲宏 改めまして、皆様おはようございます。議長のお許しをいただいたので、発言をさせていただきます。

皆さんにとって言葉、どういうふうに思われるか、いろいろあると思うんですが、思いの乗った言葉っていうのは本当に心に響くというか、刺さるわけなんですよ。例えば昨日一般質問を聞いていた時の話なんです、ある日突然利き腕が折れたらどうなるというふうなお話がありました。これは、皆さんにとってはそんなことはないかもしれないと思うかもしれませんが、当然交通事故になるかもしれません。いろいろ施策があると思います、高齢者施策であつたりとか障害者施策であつたりと。いろいろあると思いますが、それがそれぞれ個別に切れてやってるわけではなくて、ある日突然障害を持ってしまうかもしれない、これは本当にあることだと思うんですよ。だから、昨日の発言の中で思いの乗った言葉だなと私は思い、本当に私の中では響きました。

私ごとではございますが、今足が非常に痛いんです。引きずって歩いてる状態なんですけども、そんな中、香芝市の職員の方々はいろいろ声をかけてくださるんですよ、どうしたんですかと、大丈夫ですかと。先ほどなんて、肩を貸しましょかっていうふうに言っていただきました。さらには、全く、ほとんど面識がないというか、しゃべったことがない職員さんからも挨拶されたり心配されたり、さらには車椅子を持てきましょうかとまでも言われました。車椅子を持ててこられても、なかなかこの議場において車椅子での移動もできないなというふうに思ってたんですが。

私の知人で、生まれたときから骨が非常にガラスのように弱く、すぐ骨折してしまうと、今30半ばぐらいなんです、100回以上骨折してると、障害によるものなんです。当然ずっと車椅子暮らしです。その方が私に教えてくれたお話なんです、福岡さんと、ヨーロッパと日本とどちらがバリアフリーって進んでると思いますか、こういう質問をされました。大体の人はヨーロッパのほうがバリアフリー化が進んでると、このようにお答えになるんですよ。でも、実はヨーロッパ、皆さんイメージしてください、例えばヨーロッパの都会、フランス、パリとかの駅の地下鉄なんてほとんどエレベーターなんかありません。割合としては、エレベーターがついてるなんて数十%ですよ。日本の都会、東京においての地下鉄なんかは、ほぼ100%に近い状態でエレベーターがついてると。さらには、ヨーロッパの道路を見てくださると、石畳ですよ。あの状態って、車椅子にとっては本当に大変なんです。でも、皆さんは日本のほうがバリアフリー化が遅れてるというイメージを持って

らっしゃると、これは何でか分かりますかっていうふうに聞かれたんですよ。これは、どうということなのかな。答えとしては、その方がおっしゃるには、バリアフリー化っていうのは決してインフラ整備だけではないと、結局心のバリアフリー化なんだと、優しくしようとする気持ち、それが本当に大事なんだなというふうなことをおっしゃってました。そうなんだなと。この香芝市役所において、職員さんにおいては、非常に優しい気持ちを持った職員さんが多いですよ。この気持ちを持ったまま、すてきな職場で、楽しい職場で皆さんに過ごしていただきたいなというふうに思います。

それでは、一般質問の内容、脱炭素をテーマにお話をさせていただきたいと思います。

まず冒頭に、お話をさせていただきたいんですが、脱炭素というと多くの方が環境問題や地球の温暖化対策と、そういった印象を持たれるかもしれません。それは、当然極めて重要な視点でございます。近年記録的な猛暑や線状降水帯による豪雨災害など、気象変動の影響と思われる事象が私たちの日常に大きな影響を与えています。特に高齢者や子供たちにとって、猛暑、さらに酷暑、昨日も酷暑のお話が出ておりました、それというのは命に関わる問題です。防災の観点からも、気候変動への対応は無視できない課題であります。

一方で、私は、地方都市における脱炭素政策は単なる環境政策という枠組みだけで語るべきではないと考えております。むしろ、これからの脱炭素は、市民生活を守る政策、地域経済を強くする政策、災害に強い町をつくる政策として進めていくべきだと考えております。例えば近年の物価高騰、とりわけ電気代、燃料費の上昇というのは、家庭生活や事業活動に大きな影響を及ぼしております。一般家庭では、冷暖房の使用を我慢する高齢者世帯もあります。また、事業者においては、エネルギー価格の上昇が経営コストを押し上げ、利益を圧迫してる現状があります。このような中、省エネ設備の導入や断熱性能の向上、太陽光発電、蓄電池などの投資は、環境によいというだけでなく、将来的な固定費を下げる取組でもあります。使うエネルギーを減らし、可能な限り地域で生み出し、地域で賄う、これは家計の負担軽減にもつながり、事業者の経営体力を強くし、ひいては地域全体の経済循環にも寄与する可能性があります。

また、脱炭素と経済政策は、決して別物ではありません。例えば公共施設の省エネ改修や設備更新、再生可能エネルギー設備の導入など、工事、設備管理、保守点検、更新事業など地域企業の仕事につながる可能性があります。さらに、市として、国の補助制度を積極的に活用しながら民間投資を呼び込み、市内事業者にも恩恵が回る仕組みを構築できれば、脱炭素はコストでなく地域への投資と変わるのではないのでしょうか。

また、防災の視点も欠かせません。近年の自然災害の激甚化に伴い、停電リスクへの備えは極めて重要です。避難所となる公共施設に太陽光発電や蓄電池が整備されれば、災害時に最低限の電力を確保することができます。照明、通信、冷暖房、医療機器、スマートフォンの充電など、命を守るための機能を維持できる可能性があります。これは、単なる脱炭素ではなく、命を守るインフラ整備と言えるものであります。

本市においても、これまでの公共施設の省エネルギー化や環境施策など、一定の取組が進

められてきたことは理解しております。職員の皆様が限られた人員の中で努力されてることに敬意を表したいと思います。その上で今後さらに重要になるのは、環境政策としての脱炭素から暮らしと経済と命を守る戦略としての脱炭素へ視点を広げていくことだと考えております。私は、決して理念先行で市民負担だけが増える政策を求めているわけでありません。むしろ、市民メリット、費用対効果、財政負担を丁寧に見極めながら、生活が楽になる、事業者が助かる、地域経済が回る、災害に強くなるといった実感を伴う政策が必要であると考えております。そして、自治体間競争の時代においても、こうした取組は町の魅力の向上にもつながります。子育て世帯や現役世帯から見ても、災害に強い町、先進的な町という評価につながる可能性があります。脱炭素という言葉だけ考えると、遠い未来の話になるかもしれません。しかし、本来は、市民の暮らし、地域の経済、そして未来への投資の話です。

そこで、本日は、支援制度の活用という観点から議論を進めてまいりたいと思います。

まず、伺いたいします。

環境省では2050年にCO₂の排出量実質ゼロを目指すと表明した地方自治体をゼロカーボンシティとしておりますが、奈良県内でゼロカーボンシティを表明してる市町村は幾つあるのでしょうか。

これで壇上での質問を終わります。

○市民環境部長 失礼いたします。奈良県内でゼロカーボンシティを表明している市町村は、令和8年3月31日時点で4市2町1村の7市町村でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 県内ではまだ7市町村ということで、決して多いとは言えないような数字ですね。ただ、重要なのは、宣言そのものではなくて、その後どのように具体的な施策を積み上げていくかだと思います。そこで、本市の具体的な脱炭素施策の一つとして公用車のEV化、これはEVというよりZEVと呼んだほうがよろしいでしょうかね。EVであつたりとかPHEVであつたり、あとFCVっていうんですか、燃料電池っていうのはなかなかこの香芝市においては考えにくいんでそれは一旦外していただいていいかと思います。泉佐野市なんかは公用車で燃料電池を使ってるんですが、立地のよさっていうのもありますので、今回はこのEVとPHEVというふうなところで絞っていきたいと思います。

近年、脱炭素社会の実現に向けて、国全体で温室効果ガス削減への取組が進められております。自治体においても、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、率先した取組が求められております。2050年カーボンニュートラルに向けた方向性が示されておりますが、理念や目標だけで社会は変わりません。重要なのは、何をいつまでにどう進めるかという具体策でございます。その中で、市民に最も分かりやすく行政の施策が見える一つが公用車の在り方だと思います。特にこのEV化は、環境負荷軽減だけではなく、災害時の非常用電源として活用できるなど多面的な効果も期待できます。EV導入は、単なる環境政策にはとどまりません。近年、災害の観点から、外部電気を活用して避難所、災害現場で電力を供給する車両としても注目されております。当然この燃料の価格コスト、これの観

点からも検討価値があると思います。

お伺いいたします。

公用車のこのE Vの導入、2050年カーボンニュートラル達成に向けた重要な施策と考えますが、市としてはどのように進めるのかを教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。第4次香芝市地球温暖化対策実行計画に基づき、公用車の更新時期に電気自動車やハイブリッド車などのいわゆる電動車の導入を検討してまいります。導入に当たりましては、国の補助金、充電設備の整備状況、車両の性能と価格の動向等を総合的に勘案しながら進めてまいります。

○福岡憲宏 更新時期に合わせて検討されるということで、方向性について理解いたしました。

一方で、実際に導入を進めるとなれば、最大の課題となるのは財源確保とスケジュールであります。市民の皆様から見ても、いつ頃からどの程度進めるのかが見えなければ、政策の実効性は伝わりにくいものと考えます。

そこで次に、予算確保と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

予算確保が課題だと思いますが、国の補助金や脱炭素化推進事業債などの活用を含め、今後のスケジュール感はどのようなになってるのでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。導入に当たりましては、国の補助金や脱炭素化推進事業債などの支援制度を最大限活用したいと考えてございます。

スケジュールにつきましては、公用車の更新時期、補助金の確定、充電設備の整備等の要件が整った段階でお示しできるものと考えております。現時点では未定でございますが、環境施策担当課と協議し、進めてまいりたいと考えております。

○福岡憲宏 今後の状況を見ながら進めていくということですね。しかしながら、この補助制度を有効活用するためには、行政自身がどのような支援制度を把握してるのかが重要だと思います。制度内容を正確に把握することが将来的な導入計画や財政負担の軽減につながるものと考えております。現在市が把握しているこのE V化に活用可能な国庫補助制度、起債など、それぞれの補助率、交付条件などを分かっている限りで教えていただけますでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。少々長くなりますが、お願いをいたします。導入に当たりまして活用可能な国の補助金及び起債制度について、現時点で把握している主要なものについてご報告いたします。

国の補助金につきましては、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金、いわゆるC E V補助金がございます。これは、電気自動車、E V、プラグインハイブリッド自動車、P H E V、燃料電池自動車、F C Vの購入費用の一部を補助するものでございまして、自治体もその申請の対象者となります。補助額につきましては、車両の性能や車種ごとの価格差等を踏まえて算定される定額補助、あるいは車両価格との差額の一定割合を補助する仕組みとなっております。

次に、起債制度につきましては、総務省の脱炭素化推進事業債の活用が考えられます。これは、自治体が地域の脱炭素化に向けた先導的な取組を行う際に活用できる地方債でございまして、公用車における電動車の導入、充電設備の整備に係る事業について、事業経費に対する地方債充当率が90%、交付税措置率は30%になってございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 今お話を聞いてると、充電のところで使えるというふうな話ですよ。2030年に、国としては、この充電のスタンド、15万基ぐらいを目指していくというふうに発表されてました。現在は日本では3万基程度なので、ぜひ活用して、いろいろ考えていっていただきたいと思います。公用車だけではなくて先にスタンドだけ作るっていうのも当然ありですし、その辺はこれから頑張っていただきたいと思います。

2050年カーボンニュートラルの実現を考えた場合、行政だけが取り組むのでは当然不十分でございます。家庭や事業所においても脱炭素が進まなければ、大きな効果は期待できないものと考えます。

そこで次に、市民や事業者への支援制度について。EVに関心を持つ市民が増える一方で、自宅で充電設備をつけるにはどれぐらい費用がかかるのか、補助制度はあるけど分からないといった声も想定されます。特に戸建て住宅においては、自宅充電環境の整備がEV普及の前提となるため、行政として利用可能な支援制度を把握し、必要な情報提供を行う視点も重要です。

そこでお伺いいたします。

一般家庭や事業所などで充電設備を設置する場合、国などの補助はどのような内容でしょうか。まずは、一般家庭の場合はどうですか。

○市民環境部長 個人に対する補助金といたしまして、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金がございます。補助対象経費は充電用コンセントの購入費及び設置工事費であり、補助金の額は、これらの額を合算した額に補助金を乗じて得た額となっております。

以上です。

○福岡憲宏 上限の金額っていうのは分かりますでしょうか。

○市民環境部長 補助金の額の上限は5万円となっております。

○福岡憲宏 工事って、大体5万円では多分できないんですよ。大体多分平均したら10万円、普通スタンドを立てたら多分20万円ぐらいはすると思うので、5万円やったらちょっと少ないのかなというふうには、これは国の制度ですけど、思うところがございます。

じゃあ、この制度があるんだけど、この制度にどう申請するのかというのが分かりにくい部分もあると思います。制度が分からないと、当然普及にもつながらないと思います。

お伺いいたします。

この補助の手続、交付申請の手続はどのようにすればいいのでしょうか。

○市民環境部長 一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページから、次世代自

動車振興センターオンライン申請システムを利用して電子申請を行っていただくこととなります。

以上です。

○福岡憲宏 オンラインでやるんですね、分かりました。

じゃあ、エネルギーの消費量という観点では、事業所も大変重要だと思います。じゃあ、事業者の場合はどのようにすればいいのでしょうか。

○市民環境部長 事業者に対する補助金といたしまして、奈良県の事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金がございます。補助対象事業のうち、V2H、ビークル・ツー・ホーム導入事業が電気自動車等の充電設備に係るものであり、補助の要件は太陽光発電設備が併設されていることとなっております。補助対象経費は設備費及び工事費であり、補助金の額は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額となっております。

以上です。

○福岡憲宏 金額は、上限は幾らですか。

○市民環境部長 補助金の額の上限は30万円となっております。

○福岡憲宏 こっちは30万円と比較的大きいんですが、太陽光発電、これもしないと駄目なんですよ、多分。ということで、ちょっと高額になってくるのかなって思うんですが、同じくこの申請っていうのはどういうふうにしていくんでしょうか。

○市民環境部長 奈良県のホームページから電子申請を行っていただくこととなっております。

以上です。

○福岡憲宏 個人の場合のやつが国のやつで、この事業所のやつは県のほうというふうなこと、県や国の支援制度があるというふうに今ある程度理解をいたしました。しかしながら、この補助制度を利用しても、なおやっぱり初期経費に対して負担がかかると。先ほどの話やったら、上限が5万円であったり30万円、でも実際にするのはもうちょっと金額が高いんだと。じゃあ、2050年カーボンニュートラルを本気で目指すのであれば市としても普及を促すということをしていかなければならないと思うのですが、例えば一定条件の下、補助金を上乗せすることによってこのEVの普及、家庭部門のCO₂の削減を加速するという効果も期待できると思いますと。

お伺いいたします。

国や県の補助金に市が補助金を上乗せして交付する等の施策を講じてみてはどうかと思うんですが、それはできないでしょうか。

○市民環境部長 香芝市内の個人や事業者への電気自動車等の充電のための設備の設置に要する費用に対する補助金の交付につきましては、現在のところ考えてございません。国または奈良県の補助制度につきましては、従前のとおり周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○福岡憲宏 できないということですね、分かりました。当然ですけど、財政状況であったりとか制度設計の課題、ほかの施策との優先順位など、様々な観点から慎重な判断が必要であるということは当然理解できますと。一方で、脱炭素の取組は、単なる環境政策にとどまらず、光熱費負担の軽減、地域経済の活性化、防災力の向上など市民生活に直結する側面を持ってると先ほどお話をさせていただきました。特にエネルギーの高騰が続く中で一般家庭や事業者に対して初期投資の負担を下げるという視点は、今後ますます重要になってくるといふふうに思います。その意味では、直ちに補助金を上乘せするという結論に至らなかったとしても、国や県の動向、財政の確保状況などを踏まえながら本市として後押しがどうしたらできるのかみたいな内容を引き続き研究、検討をお願いしたいと思います。

また、今部長がおっしゃったみたいに、補助金という形だけではなくて、制度をしっかりと通知していく、さらには相談体制をしていく、さらには公共施設に対して先行導入するなど、自治体として取り組める政策、方策もあると思います。脱炭素というのは、我慢の政策ではなく、暮らしを豊かにし、経済を強くし、災害に備える政策であるべきです。ぜひ将来に向けた投資という視点を持ちながら引き続き前向きな検討をお願いして、この質問を終わります。

「不登校児童生徒の学びの保障と包括的支援体制の構築」

○福岡憲宏 次に、不登校児童生徒の学びの保障と包括的支援体制の構築について伺います。

近年、不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本市においても重要な教育課題の一つとなっております。しかしながら、重要なのは、不登校をゼロにすることのみを目的とするのではなく、子供が社会との接点を失うことなく自分らしく学び、成長し、将来的な自立につながる環境をいかに保障するかという視点であります。そのためには、学校のみならず福祉、医療、地域、さらには民間支援との連携を含めた包括的な支援体制が必要であり、早期介入、居場所支援、学びの保障、保護者支援を組み合わせた政策的対応が求められております。

伺います。

まず、香芝市立小中学校における不登校児童生徒数の推移はどのような状況でしょうか。

○教育部次長 令和8年3月末時点におきます令和7年度に不登校を理由に30日以上欠席している児童生徒数は、小学校で93人、中学校で147人でした。全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合は、小学校が2.10%、中学校が6.45%であり、令和6年度と比較して小学校では0.32%、中学校では0.27%、それぞれ増加しております。

以上です。

○福岡憲宏 今の数字からすると、一般的な話ですが、学年が上がるたびに不登校児童生徒数が増えてるというふうな傾向がありますね。

あともう一つ、男女別なんですけど、これもあくまで私の推測というか、一般論なんですけど、あまり男女に対して差があったりするようなことはないですか。

○教育部次長 小中学校とも、学年が上がるにつれて増加する傾向があります。また、男女比に関しましても、ほぼ同程度ということになっております。

以上です。

○福岡憲宏 では、小学校における不登校の主な要因というのは何でしょうか。

○教育部次長 小学校における不登校の主な要因につきましては、生活リズムの不調が最も多く、次いで不安、抑鬱、学校生活に対してやる気が出ない、特性に起因する特別な教育的支援に関する課題が多くなっております。

以上です。

○福岡憲宏 同じく中学校における不登校の主な要因を教えてください。

○教育部次長 中学校における不登校の主な要因につきましては、学校生活に対してやる気が出ないが最も多く、次いで不安、抑鬱、生活リズムの不調、いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題が多くなっております。

以上です。

○福岡憲宏 この不登校の状況について一定の分析がされているというふうなことは理解しておりますが、今お話の中で学校生活に対してやる気が出ないというふうなところ、これは小学校も中学校も出ていたんですが、これ、注意しなければならないのは、やる気がないから学校に行かないということではなくて、何らかの理由があって学校に行きづらくなった結果としてやる気を失っているという場合が多いんじゃないのかなというふうに思いますよ。これは、だから単純な話じゃなくて、やる気を阻害しているその要因を取り除かなければならないというふうに思うんですよ。一般的な話をさせていただくと、不登校の子供というのは、勉強についていけなかったりとか叱責されることが多いなど、そういった理由により自己肯定感が低下しているケースがあるというふうに聞いております。これは、社会人でもそうですよね。休職に至ったり離職に至る方の中には、仕事量が多過ぎて達成感が感じられないとかミスばかりが指摘されるとか自分の仕事自体が社会の役に立ってる実感が湧かないとか、そういった状況から自信や自己肯定感が失われている場合があるというふうなことが多いみたいです。子供たちにも小さな目標設定、できたことを評価するなど、成功体験を積み重ねる支援が必要だと私は考えております。そして、不登校支援にとって重要なのは、不登校になってからの対応だけでなく、むしろ欠席が長期化する前の段階でどのように支援につなげるかが極めて重要であると考えております。

そこで次に、早期介入型の支援についてお伺いいたします。

長期欠席になる前段階、いわゆる登校渋りや欠席傾向が見られる児童生徒に対してどのような支援を行っているのでしょうか。

○教育部次長 欠席が続く児童生徒については、校長等の管理職や生徒指導担当の指導の下、学級担任が家庭訪問及び電話連絡を行い、生活状況や学校生活に関する相談に対応した

り、事例に応じて学級担任のほか管理職が直接相談に応じたりすることもあります。相談内容を踏まえ、保健室や別室での登校など、学校として講じられる支援の内容を検討します。また、2か月ごとの調査で通算15日以上欠席している児童生徒については、夏季休業期間中及び冬季休業期間中に行う不登校に関する対応に関して、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室が各市立小中学校に対してヒアリングを実施し、各児童生徒の状況や支援の方法について聞き取り、適宜助言を行っております。

以上です。

○福岡憲宏 様々な支援が行われてるということは理解しております。一方で、不登校は、長期化すればするほど学校とのつながり、これを回復するのが難しくなる傾向があります。その意味では、欠席日数、先ほど30日っておっしゃってました、今は2か月で15日というふうにおっしゃってました。それに達してからではなくて、兆候が見られた段階で支援を開始する仕組みが必要だと考えております。例えば欠席を3日したら何かしなければならない、5日でカウンセラーが入ったりとか、いろいろ、10日で個別の計画をつくったりと市独自の早期介入プロトコルを整備してはどうかと考えます。もちろん実際の運用に関しましては学校の実態に応じた柔軟性が必要であると考えますが、このような考え方についてはどのように認識されてるのでしょうか。

○教育部次長 ご指摘のとおり、不登校の定義に該当することとなる前の早期の段階で子供たちの心身の状態の変化に気づき、相談支援を行っていくことが望ましいと考えております。教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室では、不登校の未然防止のために、保護者と学級担任との相談を通じて不登校の兆候が見えた児童生徒を把握した場合は、管理職を含め、生徒指導部会等におきまして、状況に応じて周囲の児童生徒や保護者、教職員等にも聴取するなどして組織的に欠席の原因や背景を把握し、当該児童生徒をスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童福祉課等につなぎ、児童生徒とその保護者の支援を行っております。

以上です。

○福岡憲宏 早期対応の重要性について、一定の認識を共有できてるというふうに受け止めております。ただ、学校によって対応の方法や成果に差が生じることも考えられます。好事例を全市的に共有し、組織として支援力を高めていくことが重要だと考えますが、その好事例の共有というのはどのようなようになってるのでしょうか。

○教育部次長 校長会や教頭会におきまして、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室が把握している好ましい事例について共有を行っております。さらに、最近におきましても、令和8年5月20日に行われた香芝市人権教育研究会の総会で、教育長が市立小中学校の好ましい事例を2件紹介するなどして、参加した教職員に対して不登校対応への意識の高揚を図っております。

以上です。

○福岡憲宏 たしか先日の教育会議でも何かそのような話題が出てたような気がしま

す、ちょっと後ろで傍聴してたんですけども。そうですね。分かりました。

じゃあ、その早期介入と併せて重要なのは、学校との接点を完全に失わない仕組みづくりであります。全ての子供がすぐに教室復帰できるわけではありません。だからこそ、学校の中に安心できる居場所を確保する視点が必要であると考えます。

そこで次に、校内居場所政策について。教室に入りづらさを感じる児童生徒に対して、教室に行くか欠席するかは2択ではなく学校との接点を維持できるか、中間的支援が重要であります。そこで、本市における別室登校の状況や安心して過ごせる校内サードプレイス機能についてどのような取組が行われてるのかをお伺いいたします。

○教育部次長 全ての市立中学校において学校内に別室登校できる環境を整備しており、各児童生徒のニーズを踏まえ、保健室や別室等で過ごせるよう対応する場合があります、全ての小中学校においてそのように対応しております。

以上です。

○福岡憲宏 全てですね、分かりました。

じゃあ、一方でその機能を安定的に運営するためには人的体制も重要であると思います。お伺いいたします。

専任の職員、専任かどうかはあれですが、職員というのは配置されてるんでしょうか。

○教育部次長 どの学校におきましても、養護教諭や当該時間帯に授業を担当していない教員等がその運営に当たっております。

なお、別室登校に対応できる教室には、定期的に適応指導教室の指導員2人が巡回し、その運営の一助を担うとともに、適応指導教室との連携を行っております。

以上です。

○福岡憲宏 それも全ての学校ということですね。

では、実際にどのような支援が行われてるのか、空き教室の活用、支援員配置、個別学習支援、オンライン接続など具体的な支援内容についても教えてください。

○教育部次長 各市立小中学校では、保健室登校、空き教室を活用した別室登校、放課後登校等により、各児童生徒のニーズを踏まえ、学校における学びの機会を確保しております。教材については、主に学級担任や教科担当が準備し、学習を進めております。また、当該児童生徒や保護者と十分に相談した上で、必要に応じてオンラインによる授業の配信の機会を確保するよう努めており、適応指導教室から参加している児童生徒もいます。さらに、中学校の定期考査や学力診断テストを適応指導教室で受けられるよう、学校と連携して対応しております。

以上です。

○福岡憲宏 校内での支援体制についても理解はできました。しかしながら、全ての子供にとって、学校だけが最適な居場所とは限りません。フリースクールなど多様な学びの場との連携が重要であると考えます。

お伺いいたします。

民間支援団体やフリースクール等との連携についてはどのように位置づけているのでしょうか。

○教育部次長 学校や教育委員会事務局で、民間のフリースクールの紹介は現在行っておりません。現在は、適応指導教室をより多くの不登校児童生徒に活用してもらえるよう、月1回適応指導教室の指導員が市立小中学校を巡回し、不登校児童生徒の状況を確認し、学校に来にくい児童生徒に適応指導教室への入室を勧奨する等の取組を進めております。また、不登校児童生徒がフリースクールに通う場合、保護者と学校との間に十分な連携協力関係が保たれていること、当該施設に通所または入所して相談、指導を受けていることなど文部科学省が定める要件を満たし、在籍する学校の校長が適切と判断すれば出席扱いにできます。その際、フリースクールでの指導が個々の児童生徒にとって適切かどうかを在籍校の校長が教育委員会事務局と十分に相談の上、判断することとしております。

以上です。

○福岡憲宏 分かりました。フリースクールにおいても、今のお話だと校長であつたり教育委員会の判断で、個別の判断になると思いますが、出席の扱いになるということですね。分かりました。

では一方で、利用できるかどうか、これは家庭の経済状況によって左右されてしまうということがあると思います。そこで、経済的な支援についてお伺いいたします。

フリースクールの利用料や交通費、経済負担が重い家庭への支援について、例えば月額補助であつたり交通費の助成であつたり所得連動型の支援など、いろいろ考えられますが、利用支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○子ども家庭部長 失礼いたします。フリースクール等を利用されている児童生徒の保護者様には大きな経済負担が生じていることにつきましては、認識しております。

なお、中学生につきましても、当該生徒が利用されていますフリースクール等が香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者として登録された場合には助成券を使用していただくことができますので、保護者の皆様の経済的負担の軽減にはつながると考えております。今ご提案いただきましたフリースクールの費用の補助や交通費助成につきましても、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福岡憲宏 すぐにできないっていうのは当然分かってることなので、検討していただければいいと思います。ただ、1つそれで気になってることが、塾、習い事の補助券って、あれは紙ベースで送られてくるんですよね、各保護者の家庭に。その紙ベースで送られてきたやつを事業者に提出して、その事業者が、用紙ですか、に貼り付けて、また市役所に持ってきて、そしてお金が振り込まれると、こういうふうな感じなのかなと思うんです。これはなかなかアナログだなというふうに感じてたんですが、逆に、話は違いますが、昨日もあつた70歳以上のデマンドのやつ、あれはデジタルになつてるんですけど、デジタルがゆえ使いにくくなつてるといふような反面があるのかなと。こちらがデジタル、こちらがアナログって

いうのをうまく使い分けて、使い勝手のいい方法で香芝市にはいろいろやっていただきた
いなと思います。

そして、先ほどの補助の話ですけど、言い方次第ですけど、月で500円なんですよ。な
かなか月で500円はしんどいと思いますんで、これからの話ですけども、上乘せということ
に対しては期待をしておりますと。

では、次の、また不登校支援に戻りますが、この不登校支援においては、子供本人以上に
保護者っていうのが本当に疲弊していて、孤立してしまうという現実があります。教育委員
会として、その実態をどのように認識しているのでしょうか。

○教育部次長 児童生徒が不登校となりますと、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会
的自立へのリスクが存在するため、保護者においてもその状況に対して悩みを抱えておら
れる場合や適切な情報や支援が得られずに孤立する場合があるものと認識しております。
また、特に小学校低学年では、保護者が自宅で子供を見守らざるを得なくなるなど、保護者
の就業にも影響が生じ得ることに留意する必要があると認識しております。

以上です。

○福岡憲宏 では、その保護者が孤立しないための相談体制、親同士の交流会であったり
か相談窓口というのは現在どうなってるのでしょうか。

○教育部次長 不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず適切な情報や支援を得ら
れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支
援に加えまして、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室における相談窓口の設置
や保護者が必要とする情報を整理し提供するなどの取組を行っております。具体的には、校
長等の管理監督職も含め、積極的に対応に当たることとしているほか、スクールカウンセ
ラーを小学校に3人、中学校に4人、適応指導教室に不登校等に関する相談に対応するための
職員を1人配置し、児童生徒及びその保護者の心のケアを行うとともに、大阪樟蔭女子大学
大学院心理学専攻の学生による心のケアも実施しており、必要に応じて個々のニーズに応
じた支援を行っております。また、本市におきましては、不登校に関する相談窓口を設置し
ており、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室及び適応指導教室がその役割を担
っていることについて市立小中学校に通う全ての児童生徒の保護者に通知をしているほ
か、適応指導教室では福祉等の関係機関と連携して児童生徒の心身の健康状況や学習状況
等を把握し、必要な支援を行っております。また、一部の市立中学校では、独自に保護者が
集い、意見を交流し合う機会を設けているところもございます。

以上です。

○福岡憲宏 大変丁寧なご説明をありがとうございます。保護者同士で話し合ったりとか、
そういう場があるということには安心をしてるんですが、それって一部のところだけなの
かなというふうに思います。当然全部が行われてるわけでもないですし、独自でっていう話
もありましたと。昨日のお話の中でもありましたけど、やっぱり独りで悩んでしまうという
のがよくない状況であると。やっぱり相談できる体制っていうのを常に広げていただきた

いなというふうに思います。

次に、ICTを活用した学びの保障についてのお話をさせていただきます。

不登校支援では、居場所確保とともに学びの継続を保障する視点も欠かせません。近年は、ICTの活用により、学校に来られない期間でも学習機会を確保できる環境が整いつつあります。

伺います。

不登校の期間におけるオンライン授業、タブレット学習等、学習の保障に対する取組はどのようなものなのでしょうか。

○教育部次長 教室で行っている授業について家庭や学校内の別室、適応指導教室で学習している児童生徒に対して配信することも、学習の保障の手段の一つとして捉えております。不登校に至る背景等は個別の状況により異なることから、令和5年3月2日には、市立小中学校に対し、教育委員会事務局学校教育課学校支援室からオンラインでの授業配信による学習機会の確保についてを通知し、学習手段の選択については児童生徒本人及び保護者と十分に相談の上で実施するようにしております。

以上です。

○福岡憲宏 では、この取組の効果はどのようなものになっているのでしょうか。

○教育部次長 この取組により、これまで家庭訪問を行っても顔を見ることさえ難しかった児童生徒がテレビ会議システムであれば担任とコミュニケーションを取ることができた事例もございます。ただし、こうした取組は、あくまでも不登校が生じないようにするため、また不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰ができるようにするためのものであり、その環境づくりに向けて適切な支援を行う必要があると考えております。

以上です。

○福岡憲宏 では、出席扱い制度のこの活用の状況も含めて、いわゆるオンライン学習保障制度の考え方についてどのように認識しているのかを教えてください。

○教育部次長 不登校の児童生徒一人一人の状況に応じて、適応指導教室、フリースクール、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保する必要があると認識しております。オンライン学習などICTを活用した学習活動については、文部科学省からの令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に基づき対応することとしており、市立小中学校においても児童生徒本人や保護者と相談の上、出席扱いとした事例がございます。

以上です。

○福岡憲宏 せっかくだったら、その事例というのを具体的にどのような内容だったのか教えていただけますか。

○教育部次長 小学校におきましては、不登校傾向にある児童が毎朝テレビ会議システムで朝の会から参加し、1時間目の授業等を受け、調子がよくなれば登校し、その後学校で授業を受けている事例がございます。また、学校に来られず、そのままテレビ会議システムで

授業を受けた場合に出席扱いとしている事例もあります。中学校におきましては、適応指導教室でテレビ会議システムを利用して授業を受け、出席扱いとしている事例もございます。

以上です。

○福岡憲宏 そういった好事例は、どんどん発信していただきたいなというふうに思っております。

次に、伴走支援についてでございますが、不登校児童生徒については、中学校卒業後に支援が途切れることで孤立リスクが高まることが指摘されております。本市として、卒業後一定期間、進学、就労、居場所支援につなげるこの伴走支援という考え方について、卒業したので教育委員会の所轄外で終わるのではなくて、教育と福祉が連携し、一定期間フォローする体制が必要だと考えております。不登校支援の弱点の一つは、在学中は支援があるが卒業した瞬間に終わることだと思っております。結果として、進学しない、高校に進学したものの孤立して退学してしまう、アルバイトも難しい、家から出られないといった空白期間が生まれ、その後も長期のひきこもりや就労困難につながるケースもあります。だからこそ、教育、福祉、就労支援を接続した15歳以降伴走支援という考え方が重要ではないでしょうか。私は、不登校ゼロを目指すのではなく、孤立ゼロを目指す視点が必要だと考えております。卒業は支援の終点ではなく社会参加への出発点であるという認識に立ち、市独自の支援体制を構築すべきではないでしょうか。さらに、自治体財政の観点から見ても、若年無業や長期ひきこもりを未然に防ぐことは将来的な社会保障費や支援コストの抑制につながる予備的投資であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○子ども家庭部長 市として、分野や属性を問わず誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、断らない相談支援、多様な参画支援及び地域づくりの取組を一体的に推進し、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法第106条の4第2項に規定されています重層的支援体制整備事業に基づき担う人材の育成を図り、ボランティア団体への継続的な支援等を行っていくことが大切であると考えております。重層的支援体制整備の最大の強みは、誰一人取り残さないという点でございます。中学校卒業及び高校中退という状況に直面したとき、本人及び家族がどこに相談するか迷わないために、香芝市社会福祉協会が開設しています福祉総合相談窓口等の相談機関の周知徹底及び状況に応じて支援が必要な方に対して複数の機関で連携し、包括的な支援を行うことにより長期にわたるひきこもり等の状態を未然に防ぐことができ、将来的な社会保障給付費や支援コストの抑制につながると考えてございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 分かりました。部長のおられる前にもたくさんの方が相談に来られているのをよくお見かけいたします。それは、当然この子供たちを抱えた方だけでなく、いろんな障害、悩みであったり、いろんな方々が来られてるなというふうに実感しております。その中で、市民のご不満というのも聞いたこともあるんですけども、非常に寄り添ってくれてると、本当に親身になって話を聞いてくれてるんだけど、そこからなかなか先が

進まないんだと、そういうふうなお話も聞きました。さらには、年齢の上の方が多くて、同じ世代の人ともうちょっと話したいんだとか、これは人事のことになってくるかもしれませんが。その支援体制というのは、これからもまた強化をしていていただきたいなというふうに思います。

今回の一般質問を通じて感じたのは、不登校対策は単なる教育の課題ではなく、福祉や就労、地域共生社会づくりにもつながる総合的な政策であるということでございます。不登校対策は、教育施策であるとともに福祉政策であり、そして将来の就労政策、さらには孤立予防政策でもあります。子供が学校に行けなくなった瞬間に社会との接点を失うのではなく、休んでもつながれる、学び続けられる、将来に期待が持てる、この仕組みを行政として制度化していくことこそが今求められている自治体の責務だと思っております。一方で、現場の教職員だけに負担を押しつけても限界があります。学校、家庭、地域、福祉、医療、民間支援が連携し、子供を中心に据えた支援体制を構築していく必要があります。本市においても、不登校ゼロが目標ではなく孤立ゼロを目指すという視点に立ち、休んでも終わりではない、独りにしないという姿勢を明確にし、子供の命と未来を守る取組を強く求めて、私の一般質問を終わります。